

## 2.事業計画の概要

### 【事業の全体計画】

・処置及び環境保全措置

#### ○破砕(移動式を含む)

主にガレキ類の破砕を行う。コンクリートは破砕後、RC-40として再利用(リサイクル)

環境保全措置として、雨水等による砂状及び土等の流出防止対策をする。

#### ○破砕

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(ガレキ類を除く)・陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの破砕を行う。

環境保全措置として飛散しないように散水を充分行い、悪臭の原因になるような物質は持ち込まない。

#### ○薬剤処理(固型化含む)

汚泥の薬剤処理を行う。土壌改良土に再利用(リサイクル)

環境保全措置として、薬剤処理作業中、汚泥の飛散・流出並びに悪臭の発散防止に努める。

#### ○安定型最終処分場

主に金属くず、廃プラスチック類(計5種類)の安定型埋立を行う。

環境保全措置として、自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全施工する。

### 【処理計画量】

#### 産業廃棄物収集運搬業

- ・コンクリート・アスファルト(積替保管なし) : 400t/年
- ・がれき類(積替保管なし) : 50t/年
- ・ガラス陶磁器くず(積替保管なし) : 15t/年
- ・石膏ボード(積替保管なし) : 25t/年
- ・汚泥(積替保管なし) : 100t/年
- ・木くず(積替保管なし) : 250t/年
- ・廃プラスチック(積替保管なし) : 150t/年
- ・紙くず(積替保管なし) : 20t/年
- ・繊維くず(積替保管なし) : 1t/年

#### 産業廃棄物処分業

- ・がれき類(コンクリート・アスファルト含む) : 5000t/年
- ・ガラス陶磁器くず : 50t/年

- ・石膏ボード：45t/年
- ・汚泥：3000t/年
- ・木くず：300t/年
- ・紙くず：15t/年
- ・廃プラスチック：130t/年
- ・繊維くず：15t/年
- ・金属くず：20t/年
- ・非飛散性成形板：2t/年

## 【具体的な計画】

### 産業廃棄物収集運搬業

- ・コンクリート・アスファルト・がれき類・ガラス陶磁器くず・石膏ボード・汚泥・木くず・廃プラスチック

主に山口県宇部市に事業所をもつ各排出事業者から受入、自社の  
処分施設（宇部市大字西岐波字木床20510番地1/宇部市大字西岐波  
字吉澤576番地/宇部市大字西岐波字辻村253番1）に運搬する。

### 産業廃棄物処分業

- ・ガレキ類：破碎を行う。コンクリートは破碎後、RC-40として再利用（リサイクル）

- ・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（ガレキ類を除く）
- ・陶磁器くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの破碎を行う。

また、廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずは  
処理後、燃料、ウッドチップ等の原料として再資源化業者に搬入、  
売却、または最終処分施設（山口県）に搬入する。

- ・汚泥：薬剤処理を行う。土壌改良土に再利用（リサイクル）

- ・非飛散性成形板、金属くず、廃プラスチック類（計5種類）：安定型埋立を行う。

## 【環境保全措置の概要】

### 産業廃棄物収集運搬業

- ・車両使用時には事前点検を毎時実施している。
- ・過積載防止策として、積み荷ここの線のひいている。
- ・積載物飛散防止策としてシート使用を徹底している。

### 産業廃棄物処分業

- ・破碎（移動式を含む）：雨水等による砂状及び土等の流出防止対策をする。  
騒音・振動の規制基準値を厳守し、周辺的生活環境に影響を与えないよう、機械の配置及び作業時間を調整する。
- ・破碎：飛散防止しないように散水を充分行い、悪臭の原因になるような物質は持ち込まない。
- ・薬剤処理（固型化含む）：薬剤処理作業中、汚泥の飛散・流出並びに悪臭の発散防止に努める。

- ・安定型最終処分場：自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全施工する。

R6.2.1現在